

議 案 名	富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>デジタル庁が開発した「自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤に基づき医療費助成のオンライン資格確認等を実施するための情報システム（Public Medical Hub：PMH）」と自治体業務システムを接続することにより、マイナ保険証によるオンライン資格確認が可能となります。</p> <p>これにより、オンライン資格確認が可能な医療機関等においては、重度心身障害者医療費受給者証の提示に代えてマイナ保険証で受給資格の確認が可能となることから、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>受給者が医療費の助成を受ける場合、「受給者証を提示しなければならない。」としているが、受給者証に代えてマイナ保険証によるオンライン資格確認が可能となることから、第7条にただし書きを追加する改正をするものです。</p>
施 行 日	令和9年3月1日

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとするときは、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、当該確認の際に受給者であることの確認を受けた者は、受給者証の提示を要しない。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとするときは、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。_____</p>